



鳥取県公報

平成 30 年 5 月 11 日 (金)
第 9 0 0 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (336) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (337) (〃) 2
	生活保護法による指定医療機関の再開の届出 (338) (〃) 2
	生活保護法による施術者の指定 (339) (〃) 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (340) (水環境保全課) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (3件) (341~343) (農地・水保全課) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (344) (治山砂防課) 3
	土地改良区連合の役員の就退任 (345) (西部総合事務所農林局) 4

告 示

鳥取県告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	変 更 年 月 日
米子内科糖尿病clinic	米子市新開二丁目1-43	平成30年4月1日

鳥取県告示第337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	休 止 年 月 日
細川内科胃腸科医院	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬611-1	平成29年7月21日

鳥取県告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	再 開 年 月 日
米子内科糖尿病clinic	米子市新開二丁目1-43	平成30年4月1日

鳥取県告示第339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏名	住所	指定年月日
林 寶善	米子市泉314	平成30年4月17日

鳥取県告示第340号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和32年9月27日から平成35年3月31日まで
(変更前 昭和32年9月27日から平成33年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
追加する部分
鳥取市徳尾字石橋ノ一、字八田、字西五反田ノ一、字熊田ノ二、字瀬戸田ノ一、字瀬戸田ノ二、字村上土居、字村下土居ノ一、字村下土居ノ二及び字前田の各一部、布勢字観音堂及び字糶谷口の各一部並びに里仁字七反ヶ坪、字笹尾鼻（二）及び字後谷奥の各一部

鳥取県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米子市石州府土地改良区の定款の変更を平成30年5月2日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、南部町土地改良区の定款の変更を平成30年5月2日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、上北条土地改良区の定款の変更を平成30年5月7日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第344号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成30年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

長山地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
西伯郡伯耆町溝口字川下上ミ12-1地先水路敷	1号
西伯郡伯耆町長山字上野原柳土手578	2号
西伯郡伯耆町長山字上野原幅田589	3号
西伯郡伯耆町長山字上野原幅田590地先道路敷	4号
西伯郡伯耆町長山字上野原幅田592地先道路敷	5号
西伯郡伯耆町長山字家ノ裏550	6号
西伯郡伯耆町長山字家ノ裏547-2	7号
西伯郡伯耆町長山字家ノ裏548	8号
西伯郡伯耆町長山字妙見前187-2	9号
西伯郡伯耆町長山字妙見前173地先水路敷	10号
西伯郡伯耆町長山字竹ノ下163-5地先道路敷	11号
西伯郡伯耆町長山字妙見寺137-3	12号

鳥取県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山山麓地区土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成30年5月11日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理事 野 坂 康 夫 米子市義方2-1
 " 森 田 増 範 西伯郡大山町國信324
 平成30年3月7日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 伊 木 隆 司 米子市皆生五丁目17-95
 " 竹 口 大 紀 西伯郡大山町上万1150-11
 平成30年3月8日就任 任期 平成31年4月11日まで